

基建第 1186号
令和4年10月21日

第3区区长 原則幸 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

令和4年9月9日付けで提案がありました、カラー舗装及び区画線の設置につきましては、令和5年度に設置します。また、側溝の蓋につきましても令和5年度に設置します。

2. 取扱いの理由

住民課及び建設課で要望箇所の確認を行いました。要望の箇所は、近辺に住宅地が開発されたことにより車や人の通行量が増えており該当道路が通学路で児童生徒が往来する路線であるため、カラー舗装及び区画線を整備することで歩行空間を確保し、通学路の安全対策を行う必要があると判断したため。また、側溝の深さが30cmあり蓋を設置することで転落を防止し、安全を確保する必要があると判断したため。

3. その他